

令和5年6月5日開催

箕輪町農業委員会第28回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年6月5日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大
事務局書記	細井 千里

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

事務局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。

（全員起立）

ご苦勞様でございます。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

（唱 和）

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 先日のような大雨が降らないことを願うばかりです。今月から行事が多くなりますが、よろしくをお願いいたします。

事務局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第28回総会を開会いたします。
4番 唐澤金実委員から会議に遅れる旨の連絡がありました。
ただ今の出席委員は21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、5月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局（唐澤） 5月8日に総会が箕輪町役場講堂で開催されました。
5月15日に農地相談が開催され、相談は2件でした。
再生協の幹事会が5月17日、総会が24日にそれぞれ開催されています。
農地部会が5月29日に開催され、農地相談案件のフォローアップを行いました。
5月30日に令和5年度全国農業委員会会長大会・長野県選出国會議員への要請懇談会が東京で開催され、会長が出席しました。
以上です。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。
13番 小林 正俊 委員 15番 大槻 憲治 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、〇〇番〇〇（田）
〇〇㎡ 合計3筆 〇〇㎡です。
農振農用地外で売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。
購入後はそばを作付予定です。

2番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）
〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）
〇〇㎡ 合計6筆 〇〇㎡です。 農振農用地内です。
譲渡人は〇〇の〇〇です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。
譲受人は譲渡人の孫になります。対象農地は現在祖父と一緒に管理しており、名
義を変更したいための申請です。作付予定作物は植木や野菜です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、倉田委員。

倉田委員 5月18日に説明を受けました。地目は田ですが、西天土地改良区からは抜けているそうです。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 2 番案件、櫻井委員。

櫻井委員 5月10日に説明を受けました。現在きちんと管理されています。家具の廃材が置いてある部分があり、そこは片付けてもらうようお願いしました。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

鈴木です。1 番案件について西天竜土地改良区の話がでましたが、事務局では把握していますか。

事務局（細井） 後で確認します。

よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。物置・駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、2種農地です。

申請者は〇〇の〇〇さんです。現在の宅内スペースが非常に狭く、隣接する当該地を作業用車両の駐車スペースや家財や農業用備品の収納スペースとして利用するための申請です。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、藤森委員。

藤森委員 5月18日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による社屋・駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、〇〇番〇〇（田）〇〇㎡ 合計
2筆 〇〇㎡です。

2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は有限会社〇〇、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は現在の社屋が老朽化し大型作業車の駐車場がないため、新社屋と駐車ス

ペースを確保するための申請です。

2番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 合計3筆 〇〇㎡です。2種農地です。

使用借人は〇〇の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。使用借人は父親の土地を使用貸借し、住宅を建築したいと考えての申請です。

3番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 合計3筆 〇〇㎡、2種農地です。

使用借人は辰野町の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。

使用借人は祖父の土地を使用貸借し、住宅を建築したいと考えての申請です。

4番目の案件です。売買による宅地(住宅進入路)の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 合計2筆 〇〇㎡、3種農地です。売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は自分の住宅への進入路が狭いため、当該農地を取得し、進入路としたいと考え、本申請を行うものです。

5番目の案件です。売買による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、2種農地です。売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は辰野町アパートに住む〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は通勤のしやすい本申請地に住宅を建築したいと考え、本申請を行うものです。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、倉田委員。

倉田委員 3条案件の南側の部分となります。よろしく審議をお願いします。

議長 2番案件、藤澤委員。

- 藤澤委員 5月8日に説明を受けました。問題ないと思います。
- 議 長 3番案件、藤田委員。
- 藤田委員 5月12日に説明を受けました。お孫さんが住むということです。
- 議 長 4番案件、大槻委員。
- 大槻委員 地図では〇〇さんの家に入るための道です。問題ないと思います。
- 議 長 5番案件、唐澤金実委員。
- 唐澤金実委員 5月10日に説明を受けました。事務局の説明で問題ないかと思ひます。
- 議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願ひます。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
- 続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（細井） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。
- こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
38ページは、総括表となります。
畑 25,005㎡ 合計25,005㎡です。

39ページからは、借り手の状況となります。
40ページからは、貸し手の状況となります。
始期は令和5年6月7日、終期は令和15年の12月31日となります。
それぞれご確認をいただきたいと思います。
また42ページですが、2月総会にて協議をした3筆について土地の所有者が亡くなっていたため手続きができないことが判明し、一度取消とさせていただきます。本件についてはあらためて利用権設定の手続きをし直します。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
43ページは、総括表となります。
田 18, 512㎡ 畑 5, 505㎡ 合計 24, 017㎡
44ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局(細井) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
51ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな
ります。10件 解約の届出がありました。
次期耕作者については右の欄にございます。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局(細井) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま
す。
54ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
相続が8件ございました。

報告第2号に付きましたの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。
58ページをお開きください。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡のうち 153.86㎡です。

農振農用地内です。

申請者は〇〇で〇〇の畜産馬運動用の柵を設置したいとの申請です。

2アール未満であり、問題はないと思われます。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

鈴木です。〇〇は畜産用の馬を育てているのでしょうか。

事務局（唐澤） 詳細は分からないので調べてみます。

議長 観光用の馬でも問題はないのでしょうか。

櫻井委員 〇〇の馬は畜産用ではないと思います。〇〇では福祉事業もやっています。
農耕馬に近いのではないのでしょうか。

議長 事務局どうでしょうか。

事務局（唐澤） 本件については確認をしてみます。

議長 続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援
事業分）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（細井）報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について説明をいたします。

62ページをお開きください。今回は公社からの売買となります。

63ページが内訳です。農地2筆について公社から〇〇さんへの売買となります。元の所有者は〇〇さんです。

報告第4号に付きましたの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第4号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

13 番

15 番
